

ドメイン名の動向

横井 裕一 ●株式会社日本レジストリサービス (JPRS) 広報宣伝室 室長

全世界のドメイン名登録数は約3億5930万件となり、JPドメイン名の登録数は175万件を超えている。ドメイン名の廃止をきっかけとしたトラブルやリスクにも注目が集まった。

ドメイン名は、ウェブサイトのURLやメールアドレスなどに用いられる「インターネット上の住所」としての機能だけでなく、企業や団体、個人がインターネット上で自身を確立させるための文字列としての機能も果たす。つまりドメイン名は、それを見た利用者に企業や団体、個人を想起させる材料の一つであり、今日では重要なマーケティング要素、さらにブランド、知的財産として認識されるに至っている。

そうした状況を受け、ビジネスやコミュニケーションをはじめとする社会的活動の多くがインターネット上で実現されていく中、ドメイン名が果たすべき役割はますます大きくなっている。

■世界のドメイン名の状況

ドメイン名は「.」(ドット)で区切られた文字列の集合で表現され、末尾の部分(TLD: Top Level Domain)の違いにより大きく2つに分類される。一つは「.jp」のように国や地域に割り当てられたccTLD (Country Code TLD) であり、もう一つは.comや「.net」などのgTLD (Generic TLD) である。

●ドメイン名の総数

gTLDの登録数はすべて公開されているが、

ccTLDはそれぞれのレジストリ(登録管理組織)の方針によって登録数が公開されていないところもあるため、その全容は完全にはわからない。ただし、Verisignが四半期ごとに発行する「Domain Name Industry Brief」¹⁾によると、2023年第3四半期で、全世界で登録されているドメイン名の総数は3億5930万件程度とみられる。前年同時期と比較すると、1年間で940万件、約2.7%増加したことになる。

なお、全ドメイン名のうち約1億3810万件がccTLDであり、残りの約2億2120万件がgTLDである。

●gTLDの状況

gTLDで最も登録数が多いのは.comであり、全TLDのドメイン名登録数の約4割に当たる約1億6500万件となっている。ここから登録数は大きく離れ、.netが約1327万件、.orgが約1128万件と続く(資料4-3-1)。

●ccTLDの状況

ccTLDにおける登録数の上位3つは、中国(.cn)、ドイツ(.de)、英国(.uk)となっている。2023年9月末時点の登録数では、中国が約2030万件、ドイツが約1760万件、英国が約1090万件

資料 4-3-1 主な gTLD の種類と登録数 (2023 年 8 月)

ドメイン名	用途	登録数
.com	制限なし (当初は商業組織)	165,005,318
.net	制限なし (当初はネットワーク)	13,277,073
.org	非営利組織	11,282,384
.info	制限なし	4,024,623
.biz	ビジネス	1,338,428
.pro	専門職 (弁護士・医師・会計士等)	431,381
.mobi	モバイル機器・サービス	276,970
.asia	アジア太平洋地域コミュニティ	295,040
.name	個人名	108,789
.cat	カタルーニャ地域コミュニティ	111,184
.xxx	アダルトエンターテインメント業界	48,183
.tel	IP ベース電話番号	44,735
.travel	旅行業界	23,230
.jobs	人的資源管理コミュニティ	11,091
.aero	航空運輸業界	13,365
.coop	協同組合	8,699
.museum	博物館・美術館	1,020
.post	郵便事業者	427

出所：JPNIC 「gTLD の登録数」、<https://www.nic.ad.jp/ja/stat/dom/gtld.html>

である。

●ドメイン名登録情報の公開方法に関する動向

ドメイン名レジストリ・レジストラの基本的な役割の一つに、ドメイン名の登録情報の公開がある。そのためのサービスは RDDS (Registration Data Directory Services) と呼ばれている。

RDDS の方法として、WHOIS が長年にわたって使われており、ICANN は、gTLD のレジストリ契約 (RA : Registry Agreement) およびレジストラ認定契約 (RAA : Registrar Accreditation Agreement) により、すべての gTLD レジストリ・レジストラに対して WHOIS の提供を義務付けている。

しかしながら、WHOIS は 1980 年代に開発された古いプロトコルであるため、以前から次のような問題が指摘されていた。

- 1：問い合わせ・応答の形式が標準化されていない
- 2：検索対象とその問い合わせ先の対応管理が面倒である
- 3：アクセス制御・認証・許可の仕組みが定められていない
- 4：国際化に関する機能が定められていない
- 5：通信がプロトコルレベルで保護されていない

そのため、これらの問題点を解決し、WHOIS を置き換える新しい RDDS として、2015 年に RDAP (Registration Data Access Protocol) が標準化された。RDAP は、Web (HTTPS) ベースでの提供・利用が前提となっており、RDAP に対応することで、WHOIS と同等以上の RDDS を提供・利用することができる。

ICANN は 2023 年 1 月 19 日から、RDDS における WHOIS から RDAP への移行促進を目的とした

RAおよびRAAの改訂のための投票を開始した。投票はいずれも賛成多数で承認され、ICANN理事会の最終承認を経て、2023年8月7日に発効した²。これにより、2025年1月28日以降、gTLDレジストリ・レジストラにおけるWHOISの提供が、契約上の義務でなくなることが決まった。

今回の改訂により、RAおよびRAAの発効から180日間（2023年8月7日から2024年2月3日まで）をRDAP強化期間（RDAP Ramp-Up Period）として、各gTLDレジストリ・レジストラがRDAPのシステムを更新・強化することとなっており、RDAP強化期間が終了する2024年2月3日以降、RDAPにも現在のWHOISと同じサービスレベル要件（資料4-3-2）が課されることになる。

ICANNはRDAP強化期間の終了から360日後の2025年1月28日をWHOIS終了日（WHOIS Sunset Date）とし、現在gTLDレジストリ・レジストラに課しているWHOISの提供義務、およびサービスレベル要件を廃止する。そのため、それ以降はWHOISの提供を取り止めるgTLDレジストリ・レジストラが出て来る可能性がある。

前述の通り、RDAPはWHOISと同等以上のサービスを提供・利用できることから、一般のインターネットユーザーがWebブラウザでドメイン名の登録情報を調べるに当たっては、RDAPへの移行による影響はほぼないと考えられる。しかし、プログラム開発など、業務でドメイン名の登録情報に関わる担当者やシステム開発者においては担当するシステムやサービスにおけるRDAPへの対応について、事前確認しておくことを推奨しておきたい。

●.comのレジストラ向け料金値上げの動き

.comのレジストリであるVerisignは、2023年9月1日、.comのレジストラ向け料金について、8.97米ドルから9.59米ドルへの値上げを実施し

た。Verisignは同料金について、2022年9月にも8.39米ドルから8.97米ドルへの値上げを行っており、3年連続での値上げとなった。

2020年3月までの.comのレジストラ向け料金にはVerisignとICANNのレジストリ契約（.com Registry Agreement³）によって上限が設定されており、その金額は2012年1月以降、7.85米ドルに固定されていた。この制約が2020年3月の契約の修正で廃止され、毎年1回、前年比7%を上限とした料金改定が可能になった⁴。

2012年以降に導入された新gTLD（後述）については、ICANNがレジストリコミュニティとの調整を経て定めたBase Registry Agreement⁵に依拠したレジストリ契約を締結している。Base Registry Agreementにはレジストラ向け料金に関する制約事項は含まれておらず、各レジストリは自身の裁量で料金を設定できるようになっている。

一方で、.comに代表される2012年以前から存在するgTLD（レガシーgTLD）は、gTLDごとに内容の異なるレジストリ契約をICANNとの間で締結しており、レジストラ向け料金の変更を制約する規定が含まれているものもあった。

2012年以降、そういったレガシーgTLDは、レジストリ契約期間の満了に伴う契約更新の際、Base Registry Agreementに依拠した内容のレジストリ契約に移行しており、料金の上限に関する制約の廃止が進んでいる。その結果、.bizや.infoなどのレガシーgTLDにおいても、料金の値上げの動きが見られるようになっている。

■JPドメイン名の状況

JPドメイン名（.jp）の登録数は、2023年12月時点で175万件を超えており、増加が続いている（資料4-3-3）。

現在登録を受け付けているJPドメイン名には、

要件	サービスレベル要件 (月ベース)
可用性	ダウンタイムが 864 分 (約 2%) 以下
問い合わせから応答までの時間	少なくとも 95% が 4000 ミリ秒以下
更新時間	少なくとも 95% が 60 分以内

出所：ICANN「2023 Global Amendments to the Base gTLD Registry Agreement (RA), Specification 13, and 2013 Registrar Accreditation Agreement (RAA)」
<https://www.icann.org/resources/pages/global-amendment-2023-en>

個人／組織を問わず、数に制限なく登録できる汎用 JP ドメイン名と都道府県型 JP ドメイン名、そして原則として 1 組織につき 1 つだけ登録できる属性型 JP ドメイン名の 3 種類がある。

この中で最も登録数が多いのは汎用 JP ドメイン名で、2023 年 12 月時点で約 119 万件となっている。また約 55 万件の登録がある属性型 JP ドメイン名においては、企業向けの co.jp が約 47 万件と、登録数の大半を占めている。

フィッシング対策協議会が公開している「フィッシング対策ガイドライン 2023 年度版⁶」では「Web サイト運営者が日本企業で、新たにドメイン名の登録を検討する場合、「co.jp」ドメイン名が利用者に信頼を与える最も望ましいドメイン名であり、先述の『Web サイト運営者の一般呼称をそのまま使った』"co.jp"ドメイン名でサービスを提供することを、まずは検討すべきである」との記述もある。

■ドメイン名紛争に関する動向

ビジネスにおいてインターネットが不可欠なものとなり、ドメイン名の価値に対する認識が高まるにつれて、トラブルも発生している。ドメイン名に関する不正行為として、商標などに関連するドメイン名を第三者が登録して商標権利者（企業など）に高額での買い取りを要求したり、批判サイトなどを立ち上げるなどの嫌がらせを行う、フィッシングサイトを立ち上げて被害を及ぼした

りすることが挙げられる。このようなドメイン名の使用に関するトラブルを「ドメイン名紛争」と呼ぶ。

●UDRP に基づく紛争処理

こうした不正な行為に対処するため、ICANN は 1999 年、gTLD 向けに UDRP (Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy : 統一ドメイン名紛争処理方針) を制定した。JP ドメイン名においても、国際的な動きと歩調を合わせるという考えから、UDRP の判断基準や紛争処理手続きと同様のアプローチを採用した JP-DRP (JP ドメイン名紛争処理方針) が 2000 年に制定されている。DRP の整備により、不正な行為に対しては紛争処理機関に対して申し立てることで、そのドメイン名の廃止や移転を要求できるようになった結果、ドメイン名紛争は当事者同士の争いから、紛争処理機関による裁定というルール化された形の中で解決されるようになっていく。

DRP の特徴は、対象を限定して書類による手続きのみで進めることによって、通常の裁判より費用を安く抑え、なおかつ短い時間で解決できることにある。さらに DRP はその制度自体が、「不正な行為をしても DRP により解決されてしまう」という意識を持たせることにつながり、不正行為の抑止力にもなっている。

UDRP に基づく裁定を担当している紛争処理機関の一つである WIPO (World Intellectual Property Organization) の統計によると、裁定申

資料 4-3-3 JP ドメイン名の種類と登録数（2023年12月1日時点）

ドメイン名	登録対象	登録数
汎用 JP ドメイン名（合計：1,193,729）		
△△△.JP	組織・個人問わず誰でも（英数字）	1,110,262
□□□.JP	組織・個人問わず誰でも（日本語）	83,467
都道府県型 JP ドメイン名（合計：10,435）		
△△△.<都道府県ラベル>.JP	組織・個人問わず誰でも（英数字）	9,107
□□□.<都道府県ラベル>.JP	組織・個人問わず誰でも（日本語）	1,328
属性型・地域型 JP ドメイン名（合計：550,156）		
△△△.AD.JP	JPNIC 会員	252
△△△.AC.JP	大学など高等教育機関	3,835
△△△.CO.JP	企業	476,401
△△△.GO.JP	政府機関	808
△△△.OR.JP	企業以外の法人組織	40,373
△△△.NE.JP	ネットワークサービス	12,740
△△△.GR.JP	任意団体	5,331
△△△.ED.JP	小中高校など初等中等教育機関	6,451
△△△.LG.JP	地方公共団体	1,903
地域型	地方公共団体、個人など	2,062
合計		1,754,320

出所：JPRS「JPドメイン名の登録数」、<https://jprs.jp/about/stats/>

請はここ数年増加傾向にあり、2022年は5764件となっている（資料4-3-4）。

なお、2022年のJPドメイン名におけるJP-DRPの申請は14件であった（資料4-3-5）。

●ドメイン名の適切な管理・運用の重要性

ドメイン名に関するトラブルには、ドメイン名の管理権限を持たない第三者が不正な手段で他者のドメイン名を自身の支配下に置くドメイン名の乗っ取り（ドメイン名ハイジャック）や、廃止したドメイン名を第三者に再登録されて悪用されるケースなどがある。このようなトラブルは、ドメイン名の適切な管理・運用ができていないことに起因している場合がある。

2023年は、行政機関や地方自治体などが利用を終了したドメイン名がオークションに出品されたり、第三者に再登録・再利用されたりする事例が相次ぎ、ドメイン名の廃止をきっかけとしたト

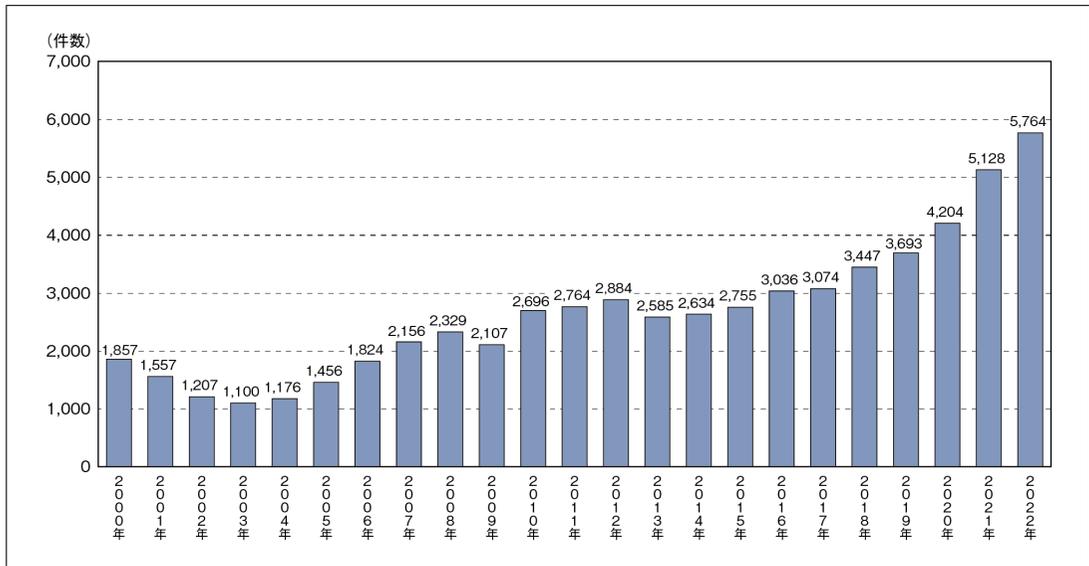
ラブルやリスクが大きく注目された。

先述の「フィッシング対策ガイドライン2023年度版」においても、ドメイン名は利用者が安全性を判断するために最も重要な要素であるとして、ドメイン名の登録・利用・廃止にあたっては自社のブランドとして認識して大切に管理することが重要であると改めて示している。

JPRSでもドメイン名の適切な管理について、情報提供・啓発といった取り組みを継続しているが⁷、その実現には登録者側における取り組みが必要不可欠である。登録者側において取り組むべき重要な項目として、以下の2つが挙げられる。

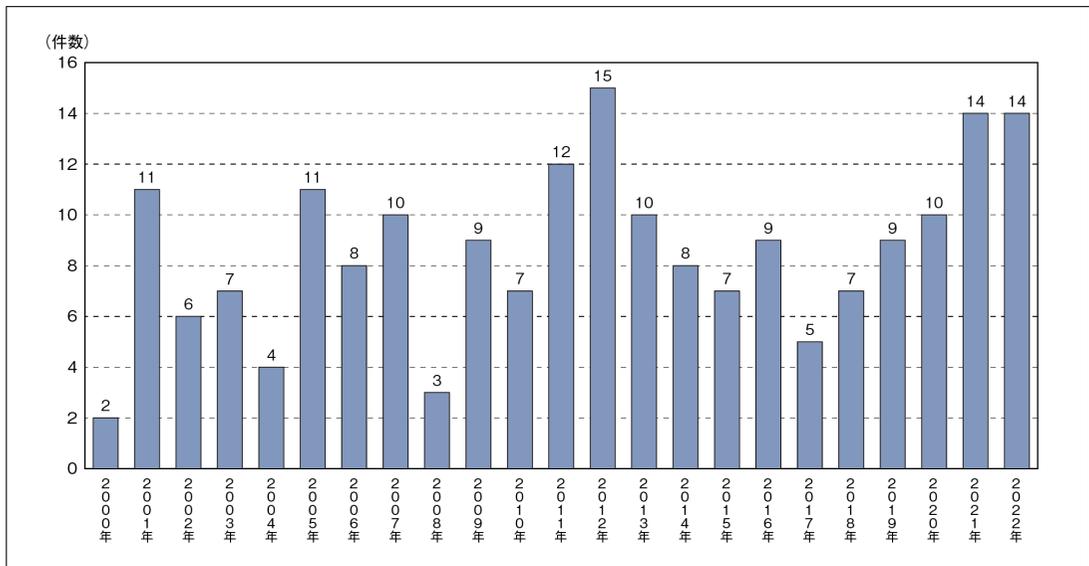
・登録中のドメイン名についてサービスを提供する事業者からドメイン名の移転や更新／廃止、レジストラ（JPドメイン名においては指定事業者）の変更など、登録者の意向確認のための連絡が来ることがある。登録者はそうした連絡を正しく受け取り、適切な対応ができるように準備しておく

資料 4-3-4 WIPO における UDRP 処理件数



出所：WIPO 「Total Number of Cases per Year」、<https://www.wipo.int/amc/en/domains/statistics/cases.jsp>

資料 4-3-5 JP-DRP 処理件数



出所：JPNIC 「申立一覧」、<https://www.nic.ad.jp/ja/drp/list/>

必要がある。

・登録者がドメイン名を手離す（廃止）にあつては、それが意図的な廃止であっても、そのドメイン名が一定期間後に第三者に再登録・利用され

る可能性があることを認識しておく必要がある。

また、各組織において、ドメイン名の管理担当者や管理のためのルール・手順を確立しておくことも大切なポイントである。

■新gTLDの状況

ICANNにより2012年から続く新gTLD導入の動きは、ほとんどの申請について委任が完了し、次回の募集に向けた検討が引き続き行われている(本稿では、2012年募集時に申請されたTLDを新gTLDとしている)。

●2012年の新gTLDの募集

ICANNは2000年、2003年、2012年の3回、gTLD新設のための募集を行ってきた。2000年および2003年の募集では、新設するgTLDの数に一定の上限を設けていたが、2012年の募集では、新設されるTLD数の制限をなくし、一般名称と地理的名称に加え、企業名やブランド名での申請も可能とした。またドメイン名の登録を一般に開放せず、申請した組織内で独占的に利用することも可能としている。その結果、新gTLDの申請件数は1930件に上り、申請募集締め切り後のICANNの発表によると、そのうち751件が競合する文字列の申請で、234の文字列が競合した。

ICANNは新gTLDの申請者との委任契約手続きを順次進めてきており、2023年11月30日時点で1241件の新gTLDの委任が完了している。同時点での申請の取り下げは646件となり、また委任完了後に申請者の意向によりICANNとのレジストリ契約を終了し、廃止されたものもある⁸。

●新gTLDの種類と登録数

新gTLD全体の登録数は、2023年12月1日時点で約3479万件となっており、前年と比較すると1年間で419万件、約13.7%増加した。

登録数の多い新gTLDは、1位が「.xyz」の約377万件、2位が「.online」の約322万件、3位

が「.top」の約300万件と続いている。しかし値下げキャンペーンなどによる登録数の急激な増減も多く、順位の変動も珍しくない状況となっている(資料4-3-6)。

●gTLDの次回募集に向けた動き

2012年の追加募集の終了を受け、gTLDの次回募集に関する検討がICANNの場で進められている。

ICANNの支持組織の一つであるGNSO(Generic Names Supporting Organization)におけるポリシーの策定とICANN理事会における意思決定を経て、gTLDの次回募集に向けたOperational Design Phase(ODP)と呼ばれる運用設計評価がICANN事務局で進められた。ODPの最終成果物はOperational Design Assessment(ODA)としてまとめられ、2022年12月12日にICANN理事会に送られた。

ODAの提出を受け、2023年3月16日のICANN理事会で、2023年8月1日までにgTLDの次回募集に関する具体的な実装計画を提出するよう、ICANN事務局に求める旨が決議された。これにより、ICANNとしてgTLDの次回募集を実施することが正式に決定したことになる。

その後、ICANN事務局から提出された実装計画が2023年7月27日のICANN理事会で受理され、実装計画の実施に向けたICANN事務局の作業が開始された。2023年12月現在、ICANN事務局における作業が進行中である。

ICANN事務局は、次回募集のための申請者ガイドブックが2025年5月に完成する見込みであり、申請受付の開始は2026年第2四半期になるとの見方を示している。

資料 4-3-6 登録数の多い新 gTLD (2023 年 12 月 1 日時点)

順位	ドメイン名	件数
1	.xyz	3,773,135
2	.online	3,227,743
3	.top	3,006,618
4	.shop	2,317,126
5	.site	1,721,366
6	.store	1,483,156
7	.cfp	1,089,146
8	.vip	899,852
9	.app	688,455
10	.live	651,328

出所：nTLDStats「new gTLD Statistics」、<https://ntldstats.com/>

1. <https://dnib.com/media/downloads/reports/pdfs/2023/domain-name-report-Q32023.pdf>
2. <https://www.icann.org/resources/pages/global-amendment-2023-en>
3. <https://www.icann.org/en/registry-agreements/details/com?section=agreement>
4. <https://www.icann.org/en/announcements/details/icann-and-verisign-announce-proposed-amendment-to-com-registry-agreement-3-1-2020-en>
5. <https://www.icann.org/en/registry-agreements/base-agreement>
6. https://www.antiphishing.jp/report/antiphishing_guideline_2023.pdf
7. ドメイン名の廃止に関する注意
<https://jprs.jp/registration/suspended/>
8. Program Statistics | ICANN New gTLDs (新 gTLD の統計情報に関する ICANN のページ)、<https://newgtlds.icann.org/en/program-status/statistics>
Registry Agreement Termination Information Page - ICANN (レジストリ契約終了に関するページ)、<https://www.icann.org/resources/pages/gtld-registry-agreement-termination-2015-10-09-en>



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスが1996年～2024年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParcives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスと著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

インプレス・サステナブルラボ

✉ iwp-info@impress.co.jp